



地域共生社会と 民生委員活動



長年、民生委員は
住民同士が支え合い
誰もがその人らしく
笑顔で暮らせる地域づくりを
進めてきました。

それは
「地域共生社会」でも
変わることはありません。

同じ地域で生活を営む
民生委員だからこそ
できることを
あらためて考えてみましょう。

1 特集 ……P 2～21

① 地域共生社会と民生委員 ……P 2～4

② 地域再発見 ……P 5～10

③ 行政・社協関係者に聴く！
地域共生社会の実現に向けた
民生委員の役割 ……P 11～15

④ 60分のできる
実践活動検討 ……P 16～21

2 令和2年度
事業報告・決算 ……P 22・23

お知らせ・編集後記 ……P 24

本誌の
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童
委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

地域共生社会と 民生委員

これまでの「地域共生社会」の実現に向けた動向と、
民生委員に求められている役割等について見てい
きましょう。

平成28年、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、新たな地域像として「地域共生社会」の実現を掲げました。

これは、地域やそこに暮らす住民の抱える課題が複雑・複合化し、これまでの公的支援の枠組みでは対応が難しい事例が増えてきた中で、地域のつながりを再構築しようというビジョンを示したものでした。

ひと昔前の地域では、血縁や地縁的なつながりが様々な諸課題に対応していましたが、近年は核家族化や近隣関係の希薄化をはじめ、高齢化率の上昇と人口減少に伴う担い手不足等により、以前に比べて「地域（解決）力」の低下が指摘されています。

その一方で、地域の内外問わず、新たなつながりも生まれています。各種サークルやNPO法人をはじめ、福祉当事者団体やサロン、登下校の見守り等、特定の活動を目的としたつながりも増えてきています。

「地域共生社会」は、こうした地域に関わる様々なモノ・コト（地域の資源）を活かしながら、住民同士が主体的に支え合う、また

そうしたつながりが自然と生まれるような環境を地域の中に整えていくということでもあります。また、それは様々な地域の課題に対して、従来のように分野別（縦割り）に対応するのではなく、その課題を丸ごと受け止めることができる仕組みづくりも目指しています。

この「地域共生社会」の実現に向けて、国では様々な指針や報告書を公表しています。また全民児連においても、国の動向を踏まえて、民生委員活動に関する将来像を提示しています。本章では、これらの概要について8つの項目に沿って振り返ってみたいと思います。（※法改正やそれに伴う指針等を除く。）

また、次章以降では「地域再発見」と題したスゴクをはじめ、行政・社協が求める民生委員の役割（特集3）、民生委員活動の課題と地域資源を結ぶワークシート（特集4）などを掲載しています。コロナ禍で、なかなか思うような活動ができないかと思いが、できる範囲で「地域共生社会」に向けた活動を進めていただければと思います。

地域共生社会 始動

1 ニッポン一億総活躍プラン

H28

平成28年6月、国は少子高齢化や人口減少等の社会的課題を解決し、さらなる経済成長を目指した標記プランを発表。

この中で、将来の地域像について「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する（後略）」とした。また、厚生労働省は同年7月に地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置。

2 地域力強化検討会 中間とりまとめ

H28

地域力の強化に向けて、民生委員の役割も提言

厚生労働省は、平成 28 年 10 月、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりや市町村による包括的相談支援体制等を検討する「地域力強化検討会」を設置。

この検討会の中間報告では、民生委員について「(抜粋) 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないことである。(中略)「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世

帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。(後略)、「こうした仕組みがあることで、地域に根付き、住民のニーズを把握してつないでいくことを役割とする民生委員・児童委員の精神的な負担を和らげることに繋がり、より積極的に活動することが可能となる」と提言している。

また、平成 29 年 9 月には「最終とりまとめ」を公表。市町村における包括的な支援体制(地域課題を丸ごと受け止める場)の構築の中で、その協働者として民生委員を挙げている。

3 『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』

H29

地域共生社会実現本部では、平成 29 年 2 月に改革工程を公表し、この中で目指すべき地域共生社会像を次のように示す。「(抜粋) 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである」

4 民生委員制度創設 100 周年 活動スローガン・活動強化方策

H29

令和 2 年の全面展開に向けて、具体的な体制整備等の工程を提示

平成 29 年は、岡山県に「濟世顧問制度」が創設されてから 100 年を迎えた。これを記念し、全民児連では、新たな活動スローガン「支え合う 住みよい社会 地域から」を選出。このスローガンには、「地域共生社会」の考え方にも共通する「住民同士の支え合い」の重要性や、あらためて民生委員として「地域(担当区域)」を意識して活動しようという思いが込められている。また、活動強化方策も策定し、3つの重点活動を掲げる。その1つ目には、「(重点1) 地域のつながり、地域力を高めるために」を掲げ、住民同士のつながりや支えあいをもとに「地域力」を高める必要性を挙げている。

地域における民生委員活動の方向性を示す

地域共生社会の課題「社会的孤立」に関する一斉調査

5 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」報告書
6 全国モニター調査報告書

H30

全民児連は、民生委員制度 100 年を期して、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置。その報告書では、これまでの活動の総括や現状の課題整理をもとに、さらなる充実・発展のために、行政や関係者、民児協別に今後取り組んでいくべき事項等を掲載。

また、100 周年記念事業の一環で、全国 23 万人の民生委員及び単位民児協（約 1 万 1 千

を対象に、「社会的孤立」に関する全国モニター調査を実施。民生委員の 5.4 万人（委員 4 人に 1 人）が社会的孤立状態にある人・世帯を支援した経験があると回答した。また、課題を抱える世帯がいることに地域住民が「気づいていない場合が多いこと」や「支援につながるまで時間を要すること」など、地域共生社会の実現に向けて、その課題の一端が浮き彫りになった。

市町村が実践すべき 3 つの支援を示す

7 「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ

R 1

令和元年 12 月に厚生労働省の標記検討会が公表した「最終とりまとめ」では、「市町村における包括的な支援体制を整備」の在り方について、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、(右記) 3 つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべきと提言。その他、「①断らない相談支援」の項では「(抜粋) 地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図ることにより、潜

在的に支援を求める人を早期に把握していくことが重要である」という記載も。

①断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援。

②参加支援

本人・世帯の状態に合わせ地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。

③地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。

8 「重層的支援体制整備事業」創設

R 3

本事業では、市町村全体として包括的な支援体制を構築するため、上記 7 ①～③の支援を一体的に実施（必須）。厚生労働省から都道府県には、令和 3 年 3 月 31 日付で、民生委員との連携（情報共有、重層的支援会議への参画、民生委員からの相談対応等）について周知しており、今後の民生委員活動がより円滑に実施できる環境の整備が期待されている。ただし、任意事業（手上げ方式）のため、実施の有無や委員活動上の相談先として活用することができるか等は市町村に問い合わせる必要がある。

参考サイト

特集 1・2 (P 2～10) の掲載内容は、主に下記サイトを参考（引用抜粋）にしています。右図 QR コードは当該サイトのリンクです。



- 首相官邸「一億総活躍社会の実現」
- 厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」
- 厚生労働省「地域共生社会の推進」
- 厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」

特集

②

地域再発見

～自分の街を再探訪！～

皆さんは、現在住んでいる地域のことを、どのくらい知っているでしょうか？ 民生委員活動で地域を回っていると、意外な地域の一面やこれまで知らなかったモノ・コトを発見することがあると思います。このコーナーでは、皆さんの生活・活動圏である「地域」のモノ・コトについて考えていきたいと思います。

皆さんは、「地域」という言葉を聞いて、どのような範囲、どのような場所や環境を想像しますか？

「地域」の範囲は、会話する相手やその時の話題に応じて異なってくるものではありませんが、民生委員にとってのそれは、担当区域であり地区民児協と言ってよいでしょう。

県内の地区民児協では、市町村によって小学校区や中学校区、行政区などの違いがありますが、その半数以上が小学校区を活動範囲としています。

続いて、この単語が持つ意味です。オンライン辞書（weblio 辞書）によると、次のような説明がありました。

“政治・経済・文化・地形などで共通の特徴をもつ、ひとまとまりの土地。”

「ひとまとまりの土地」では、地理的な気候や住環境をはじめ、歴史、公的サービス、教育文化、消費圏域など、生活するうえで共通するモノ・コト（地域の資源）が数多く存在します。

こうした地域にあるモノ・コトを介して、また共有することで、多種多様なつながりが生まれています。そして、このつながりが地域に彩りを加え、その地域らしさを形作っています。

「地域共生社会」では、地域に暮らす住民同士が支え合う関係づくりはもちろん、お互いの価値観

を認め合う関係作りも大切となってきます。

まず、民生委員は自身が暮らす「地域」のモノ・コトや、そこにある多種多様な価値観を確認していく試みから進めてみると、今後の活動にきっと役立ってくると思います。

本章では、皆さんの活動範囲である地区民児協を「地域」として、そこにあるモノ・コトを再発見・再確認していきたいと思います。次頁以降には、地域を構成する様々なモノ・コト（下枠参照）をスゴロクに見立ててマップ化してみました。

ぜひ、皆さんの地域のことを思い出しながら、一つひとつの項目について、P10のワークシートに書き込んでみてください。そのうえで、住民同士で共有できる地域のモノ・コトや価値観を整理してみてください。

地域再発見の項目

- その1 場所
歴史／地理／小さな拠点／居場所
- その2 ひと
暮らす人／関わる人／多様性
- その3 組織
地縁／支援組織
- その4 地域の課題と良い所
地域課題／生活福祉課題／良い所

あなたの街を再確認 スタート

その1

場所

どのような所？

皆さんが暮らす地域（地区民児協）の歴史や特徴を再確認してみよう！

街の移り変わりは、皆さんの「暮らし」の歴史でもあります。昔と今、街の中で変わったところは？

歴史

- 街の成り立ち／●歴史遺産／●10年前と今の街の変化 等

地理

- 気候／●山・川・海／●公園／●田畑／●自然災害等

自然

- 人口／●男女比／●世帯数／●高齢化率 等

人口

- 産業／●交通（電車・バス）等

産業
交通

小さな拠点

何かの用事の際に、ふらっと立ち寄る所や、世間話をする所、自然と集う所は？

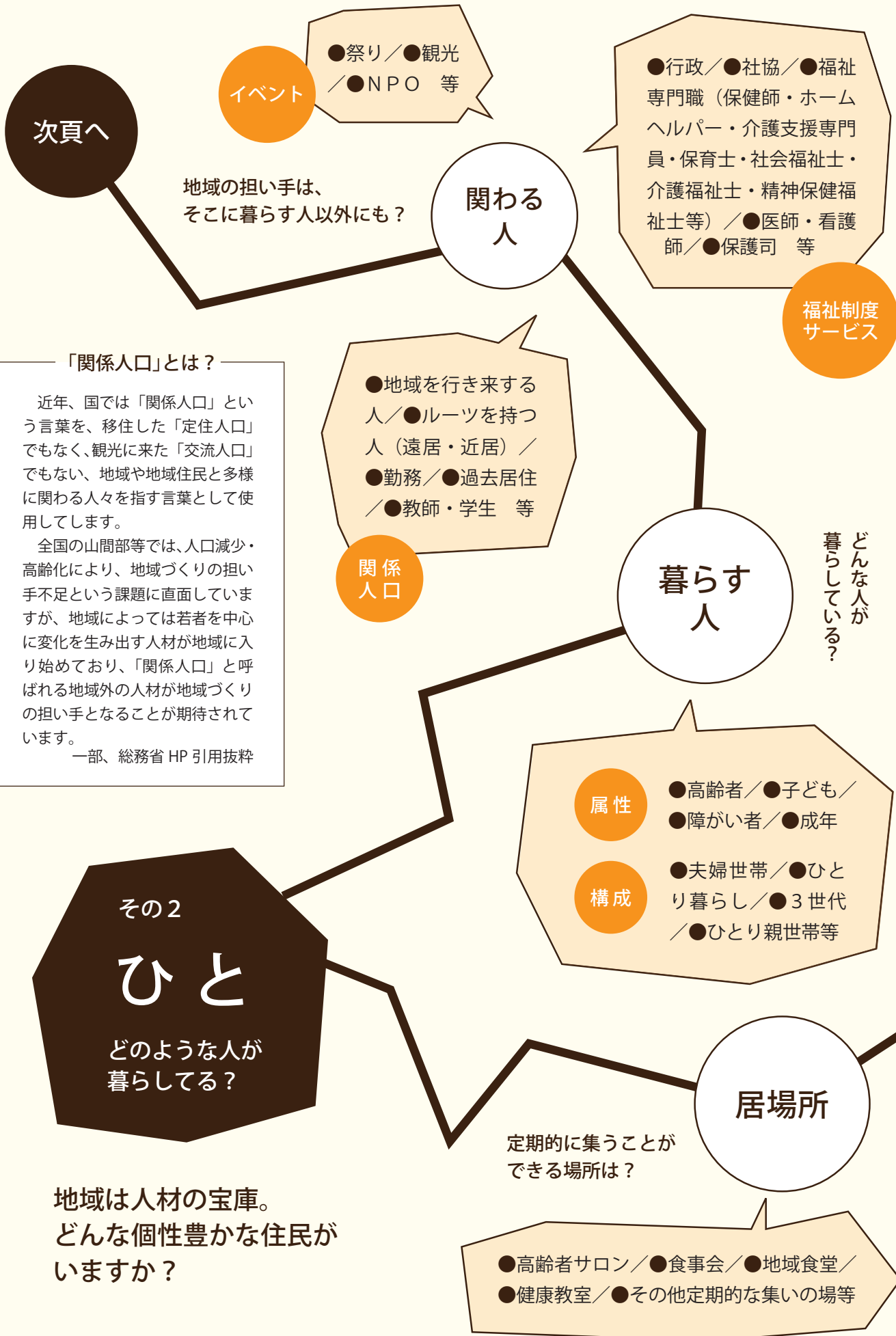
- 病院・診療所／●スーパー／●コンビニ／●公園／●集会所／●公民館／●ゴミ出し場／●学校／●幼稚園・保育園／●寺・神社／●河川敷／●バス停留所／●郵便局／●日用品販売店／●飲食店／●運動施設／●喫茶店／●図書館 等

交流の場

「小さな拠点」とは？

内閣府は、地方創生施策の一環として「小さな拠点」づくりを推進しています。これは、中山間地域等において地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している場所等のことを指します。ここでは、地域の住民が気軽に集まる場所として同語を使用しています。

一部、内閣府 HP 引用抜粋



前頁の
続き

個性

- 世話焼き／●話好き／●サークル主催（アクティブ）／●国籍／●動物飼育（犬・猫）／●人種／●宗教／●政治／●性的指向 等

多様性

地域には、どんな個性や価値観、嗜好を持った人が暮らしていますか？

その3

組織

どのような組織がある？

地域は、いろいろな組織の活動で支えられています。

地縁

地域に暮らす人たちが組織するものや、昔から続く地縁的な集まりは？

- 町会・自治会／●防犯・防災／●寺・神社／●消防団／●婦人会／●おやじの会／●子ども会 等

支援組織

皆さんの地域を支援する組織は？

- 市町村民児協／●市町村社協／●市町村防犯・防災組織／●県健康福祉センター／●中核支援センター／●市町村青少年育成団体／●市町村老人クラブ／●食生活改善推進員／●農協／●NPO／●地域づくり団体／●ボランティアセンター／●シルバー人材センター 等

- 民児協／●社協／●地域包括支援センター／●社会福祉施設／●青少年育成団体／●老人クラブ／●日赤奉仕団／●サークル／●PTA 等

小域

広域



その1
場所

再発見した「場所」や、住民と共有したいところなどを書き出してみましょう。

地理

小さな
拠点

歴史

居場所

再発見・再確認した「ひと」
等を書き出してみましょう。

その2
ひと

地縁

多様性

支援
組織

暮らす
人

関わる
人

その3
組織

再発見した・連携したい「組織」
を書き出してみましょう。

生活
福祉
課題

民生委員活動で感じることや、長年暮ら
している中で感じる「課題」や「良い所」
を書き出してみましょう。

地域の
課題と
良い所
その4

良い所

地域
課題



社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会

 事務局長 **羽田幸弘** 氏

昭和 33 年生まれ。平成 9 年から 20 年以上に渡り、市の福祉行政に携わる。平成 19 年から 4 年間、福祉課課長補佐として民生委員（民児協）を担当したほか、県地域福祉支援計画推進委員や県地域福祉フォーラム幹事会委員等の要職を務める。平成 31 年 3 月をもって市役所を定年退職後、翌 4 月から市社会福祉協議会に入職、令和 3 年 4 月から事務局長を務める。令和元年 12 月から本誌編集委員。

●取材日・場所：令和 3 年 11 月 9 日（火）・12 日（金）鴨川市社会福祉協議会／●取材者：県民児協

「地域共生社会」の取り組みは、地域に暮らす人たちが「お互い様」のつながりを作ること、そしてそれを地域全体で共有できる関係性を築いていくということなのだと考えています。

あらためて、ゼロから作るというわけではなく、今ある町会・自治会等の地縁的なつながりを土台に、その上に「お互い様」のつながりを積み上げていくイメージです。行政は、ひと昔前の「向こう三軒両隣」のような近隣関係が薄れてきた現在において、新たなつながりを構築しようとしているのです。

Q 1

「地域共生社会」とは、どのような地域を目指すものなのでしょうか？

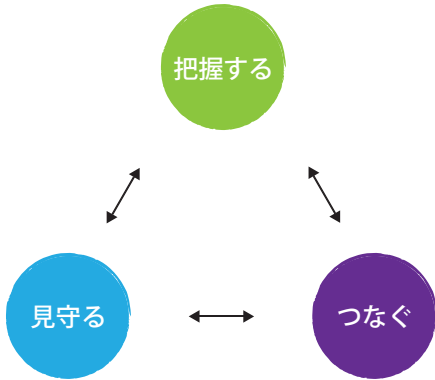
行政・社協関係者に聴く！

地域共生社会の 実現に向けた 民生委員の役割

地域共生社会の実現に向けて、民生委員は地域（担当区域や地区民児協の範囲）で、どのような役割・活動を展開していくことが求められるのでしょうか？

長年、市福祉施策に携わってきた鴨川市社会福祉協議会 事務局長の羽田幸弘氏にお話を伺いました。

民生委員の3つの役割



Q2

地域に「お互い様」の関係性を根づかせるために、民生委員は何かができるのでしょうか？

すでに、民生委員は「地域共生社会」に向けた活動を実践していると思います。

「地域共生社会」は、住民を十把一絡げにとらえるのではなく、一人ひとりの価値観や課題、世帯状況と向き合うことが求められています。

行政の福祉サービスは、課題を抱える住民を（高齢・児童・障がい）等に）分けて考えますが、民生委員は基本的な家庭（世帯）を対象とした活動をしているので、縦割り

の見方をしません。

さらに民生委員活動を紐解くと、地域の見守りや居場所づくりをはじめ、防犯・防災や登下校の見守りなど、地域の多種多様な活動に参画していることを踏まえれば、まさに地域共生社会の実践者と言えるのではないのでしょうか。民生委員が心掛けている「考えや発言を否定しない」ことや、「一にも二にも「聴くことが大切」という姿勢は、実践者としてあるべき姿だと思います。

Q3

実践者である民生委員は、どのような視点を持って活動すればよいのでしょうか？

民生委員は、すでに地域のつながりを作る・育てる活動を実践していますが、もう少し民生委員特有の立ち位置や役割を意識すると、より効果的な活動ができるかもしれません。

民生委員の基本的な活動は、今も昔も「個別の相談・自立支援」です。また、その役割として、(上図の) 3つの役割が挙げられます。

担当区域内の住民や地域資源の情報を「把握」し、必要に応じて「見守る」、支援が必要な行政や社協等に「つなぐ」という流れの中で、やはり起点と

Q4

どのように「把握する」活動と向き合えばよいですか？

なるのは「把握すること」です。行政や社協等が期待するのは、担当区域にアンテナを張って「暮らしているからこそわかる情報」を把握してほしいということです。

民生委員が地域を把握する方法としては、担当区域内の世帯を1軒ずつ回る「訪問活動」をはじめ、サロンや健康教室などが集う「居場所」に参画し、参加者やそこで話題にのぼった地域の情報を聴くことも把握することにつながります。また、支援者同士が集まる定例会や関係機関との会合なども、より具体的な情報を把握できる貴重な場として挙げることができます。

その中でも、民生委員として一番の基本となるのは「訪問活動」です。理想を言えば、担当区域内の全世帯を、できるだけ訪問してみることです。とりあえず、1度世帯の現況や家の様子、将来困りごとが発生する可能性等に気をかけながら訪問することで、地域にどのような世帯があるのかを把握できます。会うことができるかは別として、会うことができない世帯があるという確認も含めて、訪問することに意味があります。

3 行政・社協関係者に聴く！ 地域共生社会の実現に向けた民生委員の役割

ただ、そうは言っても、受け持ち世帯数が多い場合や、インターフォンを鳴らしても反応がない世帯もあります。マンシヨンの場合は、オートロックで中に入ることすらできないなど、民生委員一人では現実的に難しいところもあるでしょう。

こうした場合は、周辺の人に聞き取る（努力をする）しかありません。マンシヨンの管理人や隣近所の方に、「気になる世帯があったら声をかけてください」、「一緒に気を配ってください」と働きかけることです。

また、町会・自治会長をはじめ、地区社協会長やサロン・サークル主催者、世話好きの方など、担当区域内にキーパーソンとなる方は必ずいます。そういう方と顔つきをしながら「何かあれば私が訪問してみます」と、ひと言伝えておくだけでも、その後の活動が変わってくると思います。きちんと向き合ってくれるかどうかは別として、こういう声掛けをするだけでも十分です。

当然、活動環境は地域によって異なります。鴨川市では、地縁的なつながりから自然と情報が入ってくる関係性がありますが、都市部ではそうはいきません。民生委員も、人の集まる所に積極的に顔を出すなど把握する努力をしています。なかなか思うようには把握できないと思います。でも、それでいいんです。行政にできないことを、全て民生委員に担ってもらおうとすること

自体に無理があるのです。それぞれの立場で、より支援の網の目を細かくしていく方法を考える必要がありますが、民生委員側もどこかで割り切る必要があります。

この過程で大切なのは、担当区域の住民や支援者との間で、少しずつ「顔見知り」を増やしていくことです。

地域を把握する方法についても、一つに絞らず、住民を直接訪問することや協力者をお願いすること、人が集まるところに顔を出すことなど、皆さんの地域にあう形で、民生委員としてアンテナを張って情報を把握する方法を考えてみてください。

参考資料

「訪問活動・相談活動の基本
～民生委員・児童委員のための
相談技法研修用ビデオ～」

●作成：全民児連／●作成日：令和元年9月／●視聴対象：新任委員や期の浅い委員／●視聴方法：(下記) YouTubeより視聴可／●視聴時間：32分15秒／●その他：全民児連HPに副読本データあり。(YouTube)
<https://youtu.be/NfC0NdvBMQw>



Q5

どのような情報を把握すればよいのでしょうか？

現在は、以前と比べて、福祉に関する相談窓口や支援は整ってきています。行政や社協の窓口で自分で相談できる方は支援につなぐことができます。

問題なのは、困っていても声を出せない方や、どこに行けば良いかわからない方、自らが課題を抱えていることを理解していない方などが取り残されることです。これまで見逃してきた、地域に隠れている「声なき声」を一つでも見つけてくれることを期待しています。

そのためにも、訪問活動では住民との会話（声・表情）や家の様子（郵便受け・電気・雨戸等）を踏まえて、「この世帯はどういう状況なのかな？ どういうことに困っているのかな？」という「気づき」を意識して活動してほしいです。この意識をもって訪問するだけでも、これまで見逃していた声を見つけることができると思います。

もちろん、挨拶程度しか会話をしてくれない場合や、扉を開けてくれないこと、また会話ができたとしても何に困っているのか確認することが難しい場合など、地域には多種多様な価値観を持った人がいます。

こうした住民にも、何とか糸口を見つけ

鴨川市の行政区と福祉データ

鴨川市は、平成 21 年から 6 年間、厚生労働省の助成事業「安心生活創造事業」を受託し、平成 24 年 4 月に「鴨川市福祉総合相談センター」を設置。24 時間 365 日、対象者を問わない包括的・総合的な相談体制を整える。また、順次、各行政区に福祉総合相談センターのサブセンターを設置するなど、長年「福祉のまちづくり」を実践してきた。

●世帯数 2,061 世帯／●人口 4,293 人／●15 歳未満 336 人 (7.8%)／●65 歳未満 1,979 人 (46.1%)

●世帯数 2,347 世帯／●人口 4,631 人／●15 歳未満 332 人 (7.2%)／●65 歳未満 2,128 人 (46.0%)



●世帯数 2,676 世帯／●人口 5,516 人／●15 歳未満 416 人 (7.5%)／●65 歳未満 2,437 人 (44.2%)

●世帯数 9,081 世帯／●人口 18,071 人／●15 歳未満 2,007 人 (11.1%)／●65 歳未満 5,891 人 (32.7%)

鴨川市福祉データ(令和 2 年 4 月 1 日現在)●面積 191.14 km²／●世帯数 16,145 世帯(1 世帯 2.1 人)／●人口 32,457 人／●15 歳未満人口(比率) 3,091 人(9.5%)／●65 歳未満 12,435 人(38.3%)／●要介護(要支援)認定者数 2,414 人(認定率 19.4%)／●障害者手帳所持者 1,726 人(身体的・精神的)／●生活保護受給者 267 人(8.22%)／●認定こども園 7 施設(24 時間対応 1)／●医療:病院数 7、病床数 1,558 床、医師数 431 人(※人口 10 万人あたり県内 1 位)／●介護:在宅 63 事業所、地域密着型 12 事業所、介護施設(特養・老健・介護療養) 7 施設・534 床

※本地図は本会が作成しているため、実際の市域図・縮図と異なります。

て会話ができるような関係性を築いていこうとすることは大切ですが、その一方で住民が「会話をしたくない」という意思表示を(一時でも)示したことを尊重する必要もあります。訪問や会話は、決して無理強いをするものではないということを忘れないでください。

そうは言っても、そのままにしてよいというわけではありません。会話や顔をあわせることができなくても、何か気になることがあれば、「(会うことや会話が)できない」という情報を行政や社協につないでください。そこから先は、専門職が主体的に関わっていけば良いと思います。

地域の中が見えづらい行政や社協からすると、民生委員が何らかの「把握する」取り組みをしてくれるのは、非常にありがたいことです。地域にアンテナを張って、内在する課題を見つけるといのは、同じ地域に住んでいる民生委員にしかできない強みだと思います。

行政とは別に、社協も権利擁護や生活福祉資金等の取り組みから、民生委員とは違う部分にアンテナを張っています。どかが担うかは問題ではありません。地域に課題把握のためのいろいろな網掛けをしていき

「声なき声を見つける」環境を整えることが大切なのです。その一端を民生委員が担うことに大きな意味があるのです。

アンテナを張るためには、そのための知識も必要です。今後、定例会などを活用し、民生委員同士で事例を持ち寄って、地域に住んでいるからこそできるアンテナの張り方を話し合ってみてください。長年委員を務めている方に、訪問やサロンの時、「どういところを見ているか」、「どういう会話を心がけているか」などを聞いてみると、参考になることが多いと思います。

Q6 把握した情報は、どのようにつなげばよいですか？

そもそも、「地域共生社会」は行政主導で始まった話です。市町村は、国から「声なき声を見つける」仕組みづくりを整えることを求められています。

行政が動かないようなら意見具申も一つの手段です。「民生委員は地域の情報を把握することに努めるが、そうした情報を整理して支援につなげるのは行政でお願いします」という考えを伝えていくのです。

また、民生委員の場合は、行政や社協等が主催する多くの会議に参画していますので、そうした場で市町村や地区民児協の執

行部が発言する機会もありますし、もともとそういう役割を求められているのです。

行政や社協が一番気を付けなければいけないのは、地域が見えなくなること、地域の声が聞こえてこなくなることです。現場で活動する民生委員が、どこかの時点で、「行政や社協に伝えてもしょうがないな」と思ったらどうなるでしょうか？

だからこそ、民生委員が気づいたことを、気軽に安心してつなげるような環境を整えていく必要があるのです。鴨川市の場合、「気になることや生活の困りごとがあったらお知らせください。必要な確認はこちらで行います」と話しています。

一つの例が虐待です。虐待の場合は、少しでも気になったら通報してくださいと言われています。それと同じことです。少し情報としては不確かな部分はあるが、地域に住む方(民生委員)が感じた重要な情報(気づき)だと捉えて整理するのは、行政がしなければいけない役割です。

鴨川市では、行政区ごとに「地域ケア会議」というものを年2回ほど開催しています。この会議には、地区の全民生委員のほか、地区社協や社会福祉法人、地域包括支援センター、ケアマネ事業所、ボランティア、行政の福祉関係各課の職員が参加し、域内の情報共有はもちろん、地域共生社会を考える一つの場となっています。

こうした多職種が集う場で、地域の専門職と顔がつかえることは、何かあった時に相談できる「安心して活動できる環境づくり」にもなります。1回顔をあわせるだけでもその効果は大きいものです。行政や社協が、顔をあわす場を作り、お互いに地域の情報をつなぐことができる関係性を整えていくことが大切です。

あらゆる専門職とつながる必要はありません。こういう人とつながっていると安心できるという職種(例えば地域の町医者や弁護士等)とつながればよいと思います。

Q7

今後、どのような姿勢で活動に向き合うとよいですか？

民生委員には、福祉制度やサービスができるたびに、いろいろな役割が与えられています。その期待に応えることができる人は別として、「趣味や孫の世話など自分の時間も大切にしたい」と考える人の方が多いでしょう。

要は、自分自身の時間も大切にしながら、無理なくできる範囲や活動方法を考えていく必要があります。そうすると、活動をシンプルに考えていくしかありません。

(だより第73号や80号でも紹介しています) 最低限やる活動を1つ2つ決めて、時

間的・体力的に余裕があれば、+αで活動を足していけばよいと思います。こうした整理をしないで、やってほしい活動の話だけをしているから、いつまでも活動しやすい環境づくりにも、なり手確保にもつながらないのだと思います。

おそらく、現在行っている活動の中でも、民生委員がやる必要のないものも多々あります。民生委員には、民生委員でなければできない「地域を把握する」ことを心がけてほしいと思います。

特に、地域に関するアンテナには気を配りたいところです。人に向けてのアンテナ(どういった人が居住しているのか、どういった人が活躍しているのか)と、サービスに向けてのアンテナ(どんなお店や施設ができたか)を心がけると、充実した活動ができると思います。地域の細かい変化に目を向ける習慣を持ち、地域を把握することを続けてみてください。

それには、健康管理も含めて、散歩するのが一番です。行き交う人と挨拶をするようになりますし、毎日会っていると所作や声のトーンで何となく様子を窺い知ることができます。時折、コースを変えれば、「新しい喫茶店ができた」、「公園の遊具が変わった」など、地域の変化を知ることができます。

結局は、できる範囲で(P6~10)スゴロクを続けてくださいということにもつながります(笑)

60分でできる 実践活動検討

～民生委員と共生社会を考える～

第3章では、行政や社協から見た民生委員の役割等についてみてきました。

このコーナーでは、そうした役割を果たし、より充実した活動を実践するためには、どのような地域のモノ・コトを結び付ければよいのかを考えていきたいと思います。

活動上の課題と、地域の資源をつなぐ 地域共生図を作ってみよう！

「地域共生社会」の概要は、P2～4でご紹介した通り、次のようなものです。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

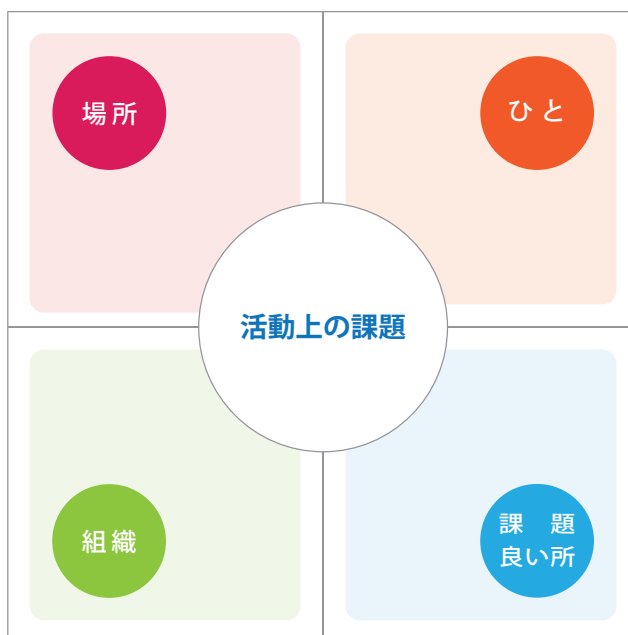
ここに出てくる大切なキーワードの一つに、「資源」という言葉があります。一般的には、「ひと・もの・とき・かね・しらせ」等を指しますが、皆さんが「(P5～10)地域再発見」で取り挙げたモノ・コトも「地域の資源」です。

ここでは、皆さんが日頃の民生委員活動で感じている課題に対して、どのような「地域の資源」を結び付ければ、課題を解消し充実した活動としていけるのか、右のような「地域共生図」を活用して考えてみましょう。P18からは、活動場面ごとに課題を取り上げてみましたので、必要となる「地域の資源」をつないでみてください。

この「地域共生図」は、委員同士や関係機関の方と一緒に活用することもできます。中央にある「活動上の課題」を「地域の生活課題」に置き換えて、「地域の資源」と結び付けるグループワークなども行ってみてください。

記入のしかた

- ① 中央の円に、皆さんの「活動上の課題」を入れてください。その背景や現状等、わかっていることも書いておきます。
- ② 「地域共生社会」を念頭において、その「活動上の課題」を解決に向けていくために、どのような「場所・ひと・組織・課題・良い所」が関わるとよいか、思いつく具体的な「地域の資源」を記入していきます。
- ③ 完成した「地域共生図」は、今後、民生委員の仲間や地域の関係者との間でも情報共有して、より多くの資源とのつながりを考えてみましょう。



地域共生図と地域の資源（例示）

場所

(歴史) ●街の成り立ち／●歴史遺産／●10年前と今の街の変化 (地理) ●気候／●山・川・海／●公園／●田畑／●自然災害／●産業／●交通（電車・バス）等
(小さな拠点) ●病院・診療所／●スーパー／●コンビニ／●公園／●集会所／●公民館／●ゴミ出し場／●学校／●幼稚園・保育園／●寺・神社／●河川敷／●バス停留所／●郵便局／●日用品販売店／●飲食店／●運動施設／●喫茶店／●図書館 等
(居場所) ●高齢者サロン／●食事会／●地域食堂／●健康教室 等

ひと

(暮らす人) ●高齢者／●子ども／●障がい者／●成年／●夫婦世帯／●ひとり暮らし／●3世代／●ひとり親世帯 等
(関わる人) ●地域を往来する人／●ルーツを持つ人（遠居・近居）／●勤務／●過去居住／●教師・学生／●行政／●社協／●福祉専門職（保健師・ホームヘルパー等）／●医師・看護師／●保護司／●祭り／●観光／●NPO 等
(多様性) ●世話焼き／●話好き／●サークル主催／●国籍／●動物飼育／●人種／●宗教／●政治／●性的指向 等

活動上の課題

(多いもの) ●担当世帯数（区域が広い）／●課題を抱えた住民／●関係機関から依頼・協力事項／●会議・研修会／●あて職／ (できない・不足しているもの) ●コロナ禍での活動／●会うこと（マンション・居留守）／●コミュニケーション／●福祉の知識や情報／●地域や住民の情報／●住民からの認知度／●関係機関の協力／●財源／●協力者／●相談相手／●家族の理解／●活動場所／ (わからないこと) ●つなぎ先／●プライバシー／●要支援者がどこにいるか／ (苦手・難しいこと) ●コミュニケーション／●仕事との両立

(地縁) ●町会・自治会／●防犯・防災／●寺・神社／●消防団／●婦人会 等

(支援組織・小域) ●民児協／●社協／●地域包括支援センター／●社会福祉施設／●青少年育成団体／●老人クラブ／●日赤奉仕団／●サークル／●PTA 等

(支援組織・広域) ●市町村民児協／●市町村社協／●市町村防犯・防災組織／●県健康福祉センター／●中核支援センター／●市町村青少年育成団体／●市町村老人クラブ／●食生活改善推進員／●農協／●NPO／●地域づくり団体／●ボランティアセンター 等

組織

(地域課題) ●空き家／●社会的孤立／●ゴミ屋敷／●ご近所トラブル／●防犯／●つながりの持ち方 等

(生活福祉課題) ●健康づくり／●介護予防・住まい／●近隣関係／●生活困窮者／●認知症／●難病／●DV／●虐待／●消費者被害 等

(良い所) ●人／●場所（シンボル）／●環境（自然・公園・施設）／●住み心地／●名産・名品 等

課題 良い所

場所

どのような「場所」とつながると、「訪問活動」の課題は解消されますか？

ひと

どのような「ひと」とつながると、「訪問活動」の課題は解消されますか？

訪問活動

- 「訪問活動」には、どのような課題がありますか？ その課題を解消するために、皆さんの身近にある「地域の資源」をつなげてみましょう！

訪問活動の課題

- _____
- _____
- _____

組織

どのような「組織」とつながると、「訪問活動」の課題は解消されますか？

課題
良い所

どのような「課題」や「良い所」とつながると、課題の解消、あるいはより充実した「訪問活動」になりますか？

<p>場所</p> <p>どのような「場所」とつながると、「居場所づくり」の課題は解消されますか？</p>	<p>どのような「ひと」とつながると、「居場所づくり」の課題は解消されますか？</p> <p>ひと</p>
<p>居場所づくり</p> <p>●「居場所づくり」には、どのような課題がありますか？ その課題を解消するために、皆さんの身近にある「地域の資源」をつなげてみましょう！</p> <p>居場所づくりの課題</p> <ul style="list-style-type: none">● _____● _____● _____	
<p>組織</p> <p>どのような「組織」とつながると、「居場所づくり」の課題は解消されますか？</p>	<p>どのような「課題」や「良い所」とつながると、課題の解消、あるいはより充実した「居場所づくり」になりますか？</p> <p>課題 良い所</p>

場所

どのような「場所」とつながると、「地区民児協」活動の課題は解消されますか？

ひと

どのような「ひと」とつながると、「地区民児協」活動の課題は解消されますか？

地区民児協

- 「地区民児協」活動には、どのような課題がありますか？ 課題を解消するために、皆さんの身近にある「地域の資源」をつなげてみましょう！

「地区民児協」活動の課題

- _____
- _____
- _____

組織

どのような「組織」とつながると、「地区民児協」活動の課題は解消されますか？

課題
良い所

どのような「課題」や「良い所」とつながると、課題の解消、あるいはより充実した「地区民児協」活動になりますか？

<p>場所</p> <p>どのような「場所」とつながると、その活動の課題は解消されますか？</p>	<p>どのような「ひと」とつながると、その活動の課題は解消されますか？</p> <p>ひと</p>
<p>活動概要</p> <p>● 上記活動には、どのような課題がありますか？ その課題を解消するために、皆さんの身近にある「地域の資源」をつなげてみましょう！</p> <p>上記活動の課題</p> <ul style="list-style-type: none">● _____● _____● _____	
<p>組織</p> <p>どのような「組織」とつながると、その活動の課題は解消されますか？</p>	<p>どのような「課題」や「良い所」とつながると、課題の解消、あるいはより充実した活動になりますか？</p> <p>課題 良い所</p>

2 事業報告 決算

令和2年度 事業報告 (概要版)

※詳細は、本会HPをご参照ください。
(<http://www.chiba-minkyo.or.jp>)

1. 研修事業

(委託事業)

- ① 単位民児協会長研修会 (1回)
(期日) 令和2年12月4日(金) / (場所) 千葉市民会館 / (人数) 249名
- ② 中堅民生委員児童委員研修会 (4回)
(期日) 令和2年10月30日(金) 他 / (場所) 君津市民文化ホール他 / (人数) 1304名
- ③ 新任民生委員児童委員研修会 (1回)
(期日) 令和2年12月11日(金) 他 / (場所) 千葉県教育会館 (人数) 108名

※「事例検討研修会」及び「主任児童委員研修会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止し資料を配付。

(自主事業)

- ④ 相談技法研修会
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催中止。
- ⑤ 全国民生委員児童委員大会
(期日) 令和2年10月22日(木) / (場所) 新横浜プリンスホテル / (人数) 3名

2. 指導事業

- ⑥ 全国民生委員児童委員リーダー研修会
(期間) 令和2年12月5日～令和3年3月、オンライン開催 / (人数) 86名
- ⑦ 全国児童委員活動研修会
(期間) 令和3年1月～3月、オンライン開催 / (人数) 128名
- ⑧ 全国民生委員指導者研修会
(期日) 令和3年2月・映像研修 (人数) 1名

※「民生委員・児童委員のための相談技法研修会」及び「第80回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会」は開催中止。⑦は「全国主任児童委員研修会」と「全国児童委員研究協議会」の合同開催。

- ① 指定民児協助成事業
(概要) 4地区への助成。新規助成民児協の研修会コーディネート(3箇所)
- ② ちば民児協だよりの発行(年1回発行)
(概要) 編集委員会1回開催。
- ③ 市町村民児協事務局会議
(概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止し資料を配付。
- ④ ホームページの更新
- ⑤ PRリーフレットの配布
- ⑥ 主任児童委員連絡会(1回)
- ⑦ 民生委員・児童委員活動ハンドブックの作成検討
- ⑧ アーカイブス事業の推進
- ⑨ WEB会議に関する設備環境等アンケート

3. 法人事業

- ⑩ サーマルカメラ等の貸出
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症予防対策に関するガイドライン作成(研修会向け・民生委員活動向けの2種)

- ① 理事会 (2回・書面)
- ② 評議員会 (2回・書面)
- ③ 正副会長会議 (8回・うち2回書面)
- ④ 決算監査会 (1回)
- ⑤ 慶弔事業(下記の通り)

●県民児協弔慰金給付状況

種別	件数	金額
物故者委員	18件	180,000円
配偶者	26件	78,000円
計	44件	258,000円

●全国互助事業給付金状況(本会収支には関連なし)

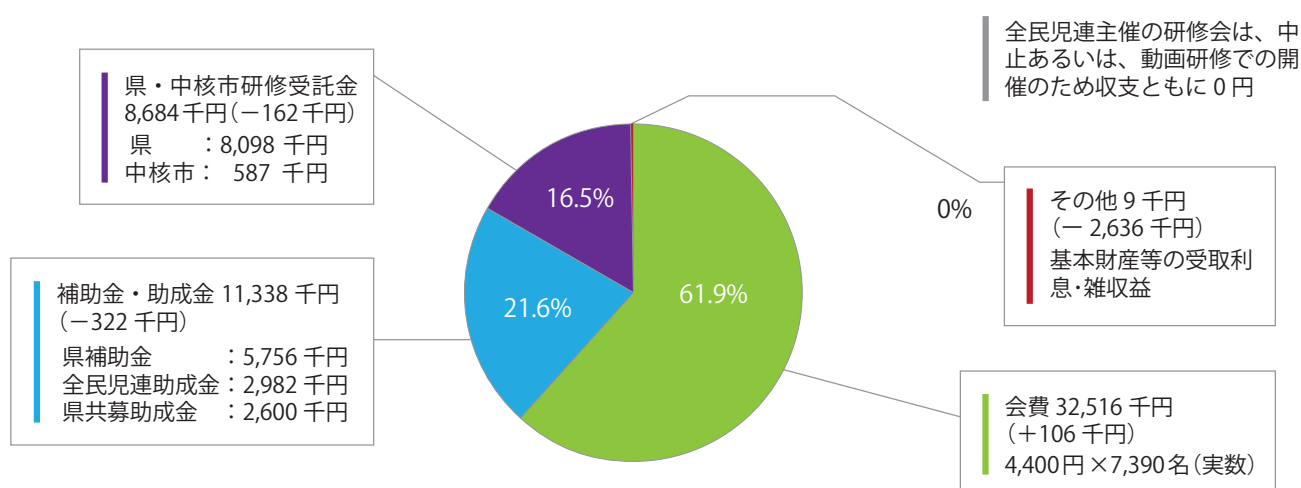
種別	件数	金額	
公務	公務死亡	0件 0円	
	公務傷害	5件 150,000円	
一般	一般死亡	17件 510,000円	
	配偶者死亡	26件 390,000円	
	一般傷病	2ヶ月未満	11件 88,000円
		2ヶ月以上	51件 510,000円
	災害見舞	全壊・大規模半壊	1件 100,000円
		半壊	0件 0円
	退任慰労	52件 214,000円	
計	163件 1,962,000円		

令和2年度 決算（概要版）

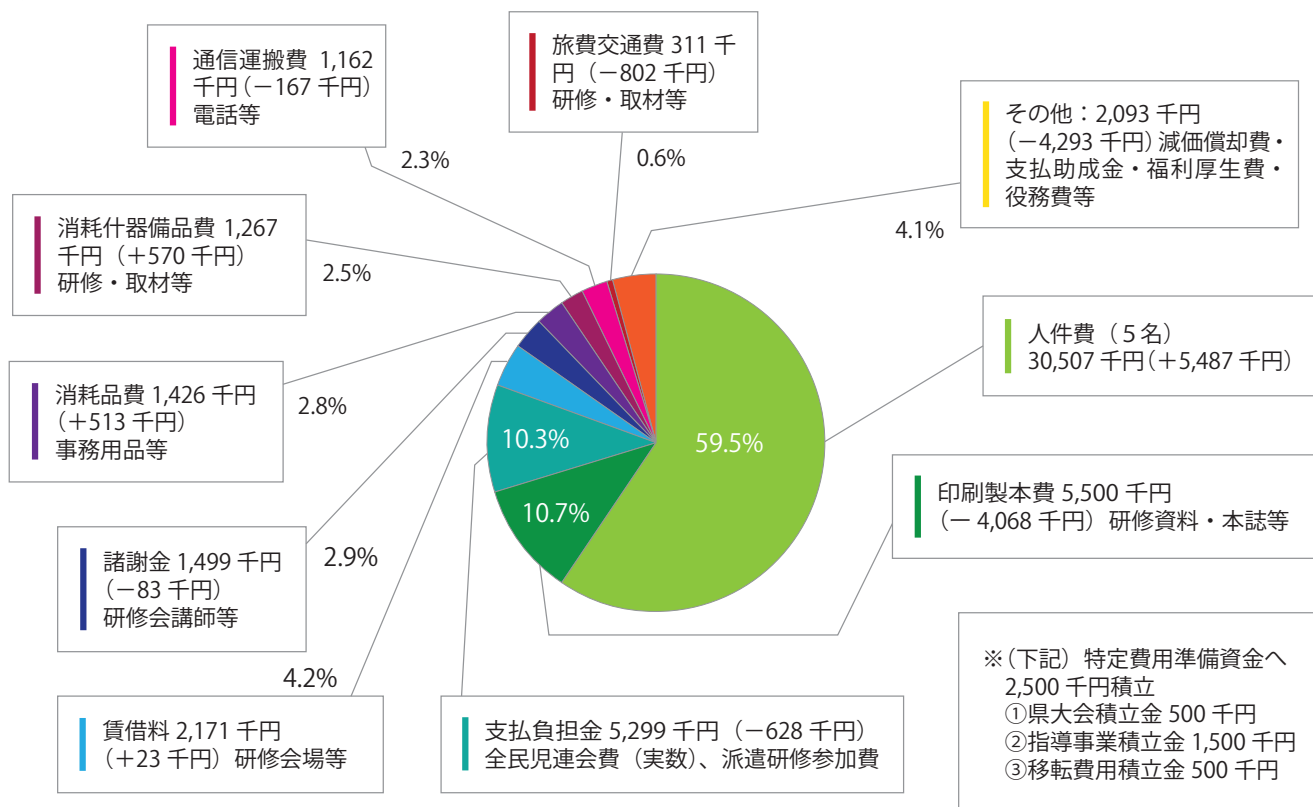
令和2年度事業決算（正味財産増減計算書）の概要は、下図の通りとなります。より詳細な内容についてご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表を掲載していますので、そちらをご覧ください。

※(カッコ)内の±は前年比の増減です。
※下記数字は、100円以下は四捨五入で記載

1 収入の内訳（概要） 経常収益計：52,547千円（前年比－3,572千円）



2 支出の内訳（概要） 経常費用計：51,235千円（前年比－3,449千円）



お知らせ

令和3年度 春・秋の 勲章・褒章受章者

令和3年4月29日(木)及び同年11月3日(水)に、春と秋の叙勲・褒章が発令されました。

各分野において優れた功績が認められ、次の方々が叙勲の栄に浴されました。

誠におめでとうございます。

春

旭日小綬章(地方自治功勞)	佐倉市	長谷川 稔 様
瑞宝小綬章(教育功勞)	南房総市	藤平 一雄 様
瑞宝双光章(消防功勞)	成田市	邊田 正美 様
瑞宝双光章(更生保護功勞)	習志野市	高橋 君枝 様
瑞宝双光章(消防功勞)	香取市	多田 正實 様
瑞宝単光章(警察功勞)	八街市	牧野 正廣 様

秋

瑞宝単光章(社会福祉功勞)	市川市	尾上 悦子 様
瑞宝単光章(社会福祉功勞)	八千代市	齊藤 正一 様
瑞宝単光章(消防功勞)	船橋市	金子 昭 様
瑞宝双光章(教育功勞)	茂原市	宮崎 徹 様
瑞宝単光章(統計調査功勞)	四街道市	井上 ひろ子 様

意見募集

本誌編集委員会では、地区や委員個々の活動に役立つ内容を掲載していきたいと考えております。

ぜひ、県民児協まで皆さんの感想や取り上げてほしいテーマ、内容等に関するご意見をお寄せください。ご連絡方法は、電話やFAX、メール、お手紙などいづれでも結構です。(匿名可)

皆さんからのご意見をお待ちしております。

- 電話：043-246-6011
- FAX：043-248-0084
- メール：home@chiba-minkyo.or.jp
- 住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター内

編集後記

本号は、「地域共生社会と民生委員活動」と題し、特集を組みました。

近年、よく耳にする「地域共生社会」という言葉は、どこか漠然としたところがありましたが、(誌面にあるとおり)地域で活動する民生委員にとっては「お互い様の関係づくりを進めていく」ことだと考えるとよく理解できました。

コロナ禍でなかなか思うような活動ができないと思いますが、これまでよりもほんの少し「把握する」ことに意識を向けて、地域(担当区域)と向き合っていただければ幸いです。また、本号を参考に、地域再発見や地域共生図などを、皆さんと再確認してみてください。

次号は、令和4年3月に発行する予定です。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

発行日：令和3年12月24日
発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 榎本 豊
発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」
作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房
その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

